

第10章

基準・認証制度

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

製品の品質等に関する基準及び特定の製品がその基準に適合しているかについて判断する認証制度は、各国において、品質の確保、安全性の確保、環境保全等の目的のために設定、運用されており、本来貿易制限を目的としたものではない。しかしながら、上記目的のためと称して、実際には輸入制限や輸入品の差別的待遇を企図している場合等には、基準・認証制度自体が貿易制限的な効果をもたらし得る。また、外国産品がその基準を満たしているという適合性の判定を受けることが国内産品と比して困難な場合、基準・認証制度が事実上市場参入の障壁となることがある。

かかる基準・認証制度に関連した不必要な貿易障壁を取り除くためには、国際的な規律を設けることが必要であり、国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization)、国際電気標準会議 (IEC: International Electrotechnical Commission)、FAO/WHO 合同食品規格委員会 (Joint FAO/WHO Food Standards Programme Codex Alimentarius Commission) といった国際機関において、これまでも基準及び適合性評価方法の統一作業が進められてきた。また、ガットの場においても、基準・認証制度に関して、国際的なハーモナイ

ゼーションの推進、当該措置の透明性の確保等のための規定として、東京ラウンドにおいては1979年に「貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade)」(いわゆる「GATT スタダード・コード」) が成立し、さらに、ウルグアイ・ラウンドにおいては、スタンダード・コードの義務の明確化、強化の方向で新協定(以下「TBT 協定」という。)が合意されている。

一方、衛生植物検疫措置に関する規律についても基準・認証制度と同様の観点からウルグアイ・ラウンド農業交渉の一環として交渉され、最終合意においては、農業協定からは切り離されたかたちで、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」(以下「SPS 協定」という。)として合意された。

なお、東京ラウンドのスタンダード・コードへの参加は、各国の任意にゆだねられていたのに対して、ウルグアイ・ラウンドで合意された上記2協定は、ウルグアイ・ラウンド合意の一部として一括受諾が求められるため、本分野では対象国の大幅拡大という点からも規律の強化が図られた。

(2) 法的規律の概要

[TBT 協定]

本協定は、①製品の特性又は関連の生産工程・生産方法（PPM：Processes and Production Methods）に関する遵守が法律等により国内的に義務づけられている基準（強制規格（Technical regulations））及び②製品又は関連の生産工程・生産方法に関する遵守が強制されていない基準（任意規格（Standards））並びに③適合性評価手続（Conformity assessment procedures；認証手続（ある製品が基準に適合しているかどうかを判断する手続）及び認証機関の認定手続）が貿易上の不必要な障害とならないように、標準化機関が基準及び適合性評価

手続（以下「基準等」という。）を内国民待遇かつ最恵国待遇で外国産品に適用し、基準等を策定する際には国際規格をその基礎として用いることを規定している。また、基準等の制定及び改正の際に WTO 事務局に通報を行う等透明性を確保することも規定している。

なお、本協定は、各加盟国が自国の中央政府、地方政府及び非政府のそれぞれの標準化機関に対してどのような義務を負うかについて、二段階に分けて規定している。すなわち、それぞれの標準化機関に上記の規定を遵守させることを確保しなければならない場合（一次義務）と、遵守させることを確保するために利用し得る妥当な措置をとれば足りる場合（二次義務）である（図表 10-1）。

<図表 10-1> 加盟国の義務

義務の主体	加盟国の義務	遵守を確保する義務 （一次義務）	遵守確保のために妥当な措置をとる義務 （二次義務）
中央政府機関		①、②、③	
中央直下の地方政府機関 （都道府県レベル）		①及び③（通報義務）	② ①及び③（通報義務以外）
その他の地方政府機関 及び 非政府機関			①、②、③

(注) ①：強制規格、②：任意規格、③：適合性評価手続

下線部は、スタンダード・コードと比較し、拡大（③全般）又は強化（中央直下の地方政府機関における①の通報義務）された義務。

最後に、TBT 協定上の強制規格の定義に関し、2000 年から 2001 年に示されたパネル及び上級委員会の判断を紹介しておく（EC アスベスト・ケース（WT/DS 135））。本ケースでは、フランスが 1997 年 1 月より、消費者・労働者保護のため、一部の例外的許容を除き、アスベストを含有する製品の輸入・流通等を一般的に禁止した措置が、TBT 協定を含む WTO 協定違反になるか否かが争われた。TBT 協定との関連では、フランスより、本措置はアスベストの

禁止措置を決めるものであり、製品の規格を定めるものではなく、TBT 協定の対象とはならないとの主張があった。この点について、パネルは、一般的禁止措置と例外的許容措置を切り離して判断し、例外的許容措置については TBT 協定上の強制規格に該当するものの、一般的禁止措置については該当しないとした。上級委員会はこの点についてパネルの判断を覆し、本件措置の一般的禁止と例外的許容の両側面を総合的に検討すべきだとして、本件措置は

TBT 協定上の強制規格に該当するとした。ただし、パネルが一般的禁止措置を TBT 協定適用外と判断し、TBT 協定整合性に関する事実認定等を行っておらず、かつ、パネル先例も存在しないことを踏まえ、上級委員会は、この状況ではこれ以上の検討を行うことはできないとして、本件措置の TBT 協定整合性については判断を行わなかった。

〔SPS 協定〕

SPS 協定は、衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植物検疫措置の調和を図ることを目的としている。その概要は以下のとおり。

- ① 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度内において、科学的な原則に基づいて衛生植物検疫措置を適用する（第2条2項）。
- ② 同様の条件の下にある国の間で、恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で衛生植物検疫措置を適用してはならない（第2条3項）。
- ③ 国際的な基準等がある場合には、別段の定めがある場合を除き、それに基づいて衛生植物検疫措置をとる（第3条1項）。
- ④ 科学的に正当な理由がある場合等においては、関連する国際的な基準よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し、維持することができる（第3条3項）。
- ⑤ 関連する科学的根拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他国が適用している措置から得られる情報等に基づき、暫定的な措置を採用することができる（第5条7項）。
- ⑥ 上記措置の透明性を確保するため通報義務を規定（第7条）。

(3) WTO における透明性の確保(通報)

WTO における基準・認証分野の規律は、措置の通報により透明性を高めることに重点を置いている。TBT 協定及び SPS 協定においては、関連の国際規格・基準が存在しない場合で他国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、事務局を通じて他国に通報し、他国から意見提出の期間を設ける義務を規定している。また、当該期間として、60 日を設けるよう別途勧告されている(なお、可能な場合は 90 日とすることが推奨されている)。

ここで、参考までにスタンダード・コード及び TBT 協定下における通報の現状をみると、1980 年から 2004 年までに通報された件数は 10,562 件(うち日本からの通報は 913 件)にのぼっている(図表 10—2)。また、意見提出期間として勧告されている 60 日以上意見提出期間を設定しているものが、2003 年には全通報 794 件中 287 件(36%)であったのに対し、2004 年には全通報 638 件中 352 件(55%)と改善している(図表 10—3)。

<図表 10-2> 通報件数

参加国・地域	スタンダード・コード下		TBT 協定下			総 計
	参加年	'80~'94 年	'95~'03 年	'04 年	合 計	
豪州	1992	54	125	10	135	189
カナダ	1980	396	217	32	249	645
EU	1980	226	229	30	259	485
日本	1980	548	343	22	365	913
米国	1980	500	255	38	293	793
その他とも計		4,464	5,460	638	6,098	10,562

(出典) ガット/WTO 文書

<図表 10-3> 意見提出期間別通報件数

参加国・地域	2003 年				2004 年			
	45 日未満	45-59 日	60 日以上	*	45 日未満	45-59 日	60 日以上	*
豪州	3	4	2	6	4	2	4	0
カナダ	2	9	17	1	3	5	23	1
EU	2	0	18	1	9	3	15	3
日本	7	18	20	0	6	2	14	0
米国	7	6	12	1	6	17	14	1
その他とも計	126	139	287	242	87	68	352	131

* 意見提出期限が明示されていないか、または WTO 事務局からの配布日には途過していたもの（緊急通報によるものを含む）
(出典) WTO 文書

また、TBT 協定（第 2 条 12 項）及び SPS 協定（附属書 B 第 2 項）では、特に開発途上国の生産者がその産品を輸出先の新しい要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格及び衛生植物検疫規制の公表から実施までの間に適当な期間を置くことが求められているが、2001 年 11 月のドーハ第 4 回 WTO 閣僚会議において、当該期間は通常 6 ヶ月以上であるとの解釈が合意された。

(4) 最近の動向 (TBT 協定関連)

(a) TBT 協定 3 年見直し

TBT 協定第 15 条 4 項には、TBT 委員会が 3 年ごとに同協定の実施及び運用について検討する（「3 年見直し」と呼ばれている。）旨の規

定があり、1997 年に第 1 回目、2000 年に第 2 回目、2003 年に第 3 回目の 3 年見直しが実施された。

第 3 回目の 3 年見直しでは、協定の実施と運用、良き規制慣行（GRP：Good Regulatory Practice）、透明性手続、適合性評価手続、技術支援、ラベリング等が議論されており、TBT 協定に関する重要なトピックは、第 2 回見直しで重点的に議論され、一応の成果が得られた国際規格をめぐる課題を除き、網羅的にカバーされている。（なお、3 年見直し報告書全文（WTO 文書番号 G/TBT/13）は WTO ホームページより入手可能。また、第 2 回見直しで精力的に議論がなされた不適切な国際規格の取り扱いに関する議論の結果は 2003 年版本報告書に詳述さ

れている。)

以下、各項目の最近の動向を述べる中で、第3回3年見直しの結果にも適宜触れることとしたい。

(b)適合性評価手続

適合性評価手続については、第2回3年見直しでも議論が行われ、適合性評価手続受入のための様々な方策がリストアップされたことを受け、さらなる議論が第3回3年見直しで進められた。

第3回3年見直しでは、適合性評価手続に関するTBT協定上の規律(TBT協定第5～9条)の重要性、特に、適合性評価手続が差別的で不必要に貿易上の障害となってはならないこと、関連する国際ガイドと勧告を用いること、透明性を確保すること、他加盟国で得られた適合性評価手続結果を受け入れること、他加盟国の適合性評価機関が自国内での適合性評価手続へ参加することを認めることの重要性などが再確認された。

適合性評価手続については、今後3年間の優先的な取組事項として、作業計画を取りまとめた上で議論を行い、毎年進捗状況を検証し、その結果がTBT委員会の年次報告の中に反映されることが決定した。

第3回3年見直しのフォローアップの一環として、2004年7月のTBT委員会の際に情報・意見交換を目的とした適合性評価に関する特別会合が開催された。また、2005年3月のTBT委員会の際には自己適合宣言に関するワークショップが開催された。その中で、自己適合宣言が適合性評価の一つの手法であるとの位置づけや、自己適合宣言の採用にあたり検討する事項(リスクレベル、行政コスト)、発展途上国に対する自己適合宣言活用のための信頼性の構築に向けた技術支援の必要性、市場の信頼性の構築

に向けた適合性評価インフラの構築の必要性などが述べられた。なお、2006年3月には適合性評価に関するワークショップが開催予定である。

(c)相互承認

相互承認とは、安全確保等を目的として製品等に対して設定される基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国にて適用される基準や適合性評価手続によって与えられる保証が輸入国のものと同等であると認められる等の場合に、輸出国における適合性評価結果を輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして、お互いに受入れ合うことをいう。TBT協定第6.3条においても各加盟国は相互承認の合意のための交渉を行うことが奨励されているが、相互承認の推進により、対象機器の検査に係る期間短縮・費用削減等の効果が期待され、もって市場アクセスの円滑化・貿易の促進を図ることが可能となる。

我が国はこれまで、相互承認協定(MRA: Mutual Recognition Agreement)をEU及びシンガポールとの間で締結している。EUの間では、電気製品、電気通信機器、化学品GLP及び医薬品GMPの4分野を対象とした我が国で最初の二国間MRAとして「日・EC相互承認協定」を締結し、2002年1月1日に発効した。また、2002年11月30日に発効した日・シンガポール経済連携協定においても、電気製品及び電気通信機器の2分野を対象とした相互承認条項が含まれている。これら2つの相互承認協定では、特定の製品に要する全ての適合性評価手続を輸出国側で完結し、かつ、その結果を輸入国側が義務的に包括的に受入れることをその内容としている。ただし、両協定の電気製品及び電気通信機器の2分野については、輸出国側において輸入国側の基準及び適合性評価手続に基

づいて適合性評価を行う方式となっている。

なお、このようなタイプの政府間の相互承認協定は、様々な適合性評価手続結果の受入れのアプローチの中で効果が大きい反面、締結するための条件が厳しくコストもかかる上、一般に長期間の交渉が必要となるなどのデメリットも指摘されており、その他のアプローチ、例えば、輸入国側が輸出国側の適合性評価機関のうち所要の要件に合致した機関のみを指定し、当該機関の適合性評価結果を活用する方式、あるいは、制度当局による義務的な受入れを伴わない民間の相互承認取極め (Mutual Recognition Arrangement) を活用することも有益であるとの指摘もなされている。また、このような政府間の相互承認協定を締結するためには、制度及び技術的能力の同等性を確認する必要があるため、これら同等性が無い場合には、一般に多くの段階を経なければこれを実現することは困難であるとの指摘もなされている。

このようなことを背景として、TBT委員会における3年見直しでは、相互承認に関し、政府間のみならず国内外の適合性評価機関相互の任意取極の形が取りうることが示されるとともに、相互承認は適合性評価手続結果の受入れに当たり効果的な施策である一方で、その締結に当たり多大な困難が存在することを確認した上で、特に政府間の相互承認協定締結の条件として、運用コストと長期にわたる締結交渉に見合う十分な貿易量が両国に存在することや締結当時国間の規制システムに類似性が見られることなどが示された。また、締結交渉国間の技術能力が同等でない場合の、相互承認協定締結に向けた段階的アプローチの重要性が示された。

(d)ラベリング

消費者への判断材料の提供を目的としたラベリングの使用が世界各国において増加傾向にあ

り、TBT委員会においても各国の個別ラベリング制度が多数取り上げられている。このような各国の多様なラベリング制度が貿易障壁となり得るため、その規律が必要であるとして、第2回3年見直し以降、議論が進められてきた。なお、第2回見直しにおいては、ECより、ラベリングに関する多角的なガイドライン作成のための作業計画が提案されたが、同ガイドラインが偽装された貿易制限の手法としてのラベリングを正当化する形で用いられることを警戒する途上国の反対が強く、合意には至らなかった経緯があり、議論が継続されることの必要性が言及されるに留まった。

こうした状況の下、TBT委員会においては、引き続きルールの一層の明確化を求めるEC・スイス等と、これを不要とする米や途上国等との間で厳しい対立が見られたところ、2002年3月及び6月のTBT委員会におけるカナダ・我が国・EU等からの提案ペーパーをきっかけとして事実把握の必要性が認識されることとなり、同年10月のTBT委員会では、これまでに行われた各国からの通報及び委員会でこれまでに提起されたラベリング案件に関する事実ベースのとりまとめペーパーが事務局より示された。また、2003年10月には、ラベリングに関する理解を深めるためのラーニング・イベント(個別ラベリング制度の是非を検討する場とすることに途上国を中心に反対が強かったことから、各国が他国の事例を学習するという意味で、ワークショップではなく、ラーニング・イベントと呼ばれることとなった。)が開催された。

第3回3年見直しでの議論は、従来同様にルールの一層の明確化と作業計画の策定を主張するEU・スイス等と、これに強く反対する米や途上国等との間に対立があり、結果として、第2回見直しと同様に、議論継続の必要について言及するに留まることとなった。

(注) 我が国提案ペーパー (2002年6月)

産業界へのヒアリングを基に事実分析をし、既存の国際標準化機関との連携による国際標準化の推進、TBT協定附属書3 (任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準) の受入れの必要性、及び性能規定化の推進を提案したもの。

また、環境ラベリング制度については、WTOの「貿易と環境に関する委員会 (CTE)」においても議論が行われている。環境ラベリング制度は、環境に優しいことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の市場拡大に貢献することを目指すものであり、我が国を始め、先進国を中心として導入されているものである。

環境ラベリング制度の評価をめぐることは、環境保護の見地から有用性を強調し、貿易阻害効果も少ないとする一部先進国 (EU、スイス等) と、その貿易阻害効果に危惧を示す米国及び途上国との意見が対立しているが、その実施に当たっては透明性確保が重要であり、今後その問題を十分議論する必要があるとの認識では各国一致している。(ただし、いかなる委員会で議論を進めるかについては、CTEで行うべきとする立場とTBT委員会で扱うべきとする立場に違いがある。)

環境ラベリングがTBT協定の対象であれば、同協定の適用を通じて透明性が確保されることとなるが、製品の特性に関連しない生産工程・生産方法 (PPM) に着目した強制ラベリングがTBT協定の対象とされるかについては、各国の解釈が分かれている。例えば、環境ラベリングの認定方法として近年増えつつあるライフ・サイクル・アプローチ (LCA: Life Cycle Approach、製品の設計段階から廃棄に至るまでの全段階での環境へのプラス・マイナス面の

影響を総合的に評価する考え方) においては、製品自体の持つ環境特性 (省エネ性等) に加え、製造過程での廃液、フロン使用といった製品の特性に関連しない可能性があるPPMにおける環境特性を評価対象としている。

製品の特性に関連しないPPMに関する強制ラベリングについては、「同種の産品 (like products)」に対しては同等の待遇を与えるべきとのガットの基本理念等と抵触する可能性も指摘されており、この問題については引き続き慎重に議論する必要がある。

(e) 技術支援

TBT協定第11条に規定される適切な技術支援の実施には、途上国のニーズに応じた支援が必要との各国の認識に基づき、第3回3年見直しにおいて、加盟途上国の支援ニーズの確定の重要性、効果的な技術支援のあり方について議論がなされた結果、現在及び将来の技術支援活動に関する提供国及び被提供国の任意の通報に基づく情報調整メカニズムの構築を検討すること等が合意された。これを受けて、精力的に検討が進められ、2005年11月より技術支援に関する任意の通報制度の試行が開始されている。

(f) 良き規制慣行 (Good Regulatory Practice= GRP)

第3回3年見直しにおいて、GRPの議論が、強制規格や適合性評価手続の立案、採択、運用に際する貿易上の不必要な障害の除去を図るといふ、TBT協定の効果的な履行に役立つことが再認識された。特に国内での規制政策において、関連部局がTBT協定上の規律を十分に認識し遵守すること、関係部局間の調整と協力が重要であることが指摘された。また、規制当局が政策目的を達成するに際し、規制以外の適切

なアプローチを選択すること、最も貿易制限的でない方法を採用することが指摘され、そのための手段として規制導入のインパクト評価が重要であること、強制規格の形での規制をなるべく減ずべきであることが指摘された。また、議論の結果、他加盟国の規格や適合性評価結果を同等なものとして受け入れること（協定第2条7項、第6条1項）がGRPの一要素であることが確認された。

(5) 経済的視点及び意義

各国の基準・認証制度に大きな差異が見られる場合、輸出側が各国の規制に個別に適應する必要があるので、それらが国際的に整合化されている場合と比べ、製造・販売に余分なコストを要し、自由貿易の円滑な発展を阻害する

おそれが強い。また、当該措置が内外差別的効果や数量制限的效果を有している場合には、国際貿易を不当に歪曲する可能性も大きい。自由貿易を一層推進するためには、今後、基準・認証制度の国際的整合化を推進するとともに、制定・運用に関する透明性の向上及び内外無差別を確保することが不可欠である。

また、衛生植物検疫制度は、国外からの疾病及び病虫害の進入を防止することを目的に、その輸出国における発生状況及び輸入国における発生状況などを考慮して、科学的・技術的根拠に基づき必要な措置を採るものである。したがって、各国の衛生植物検疫制度には、自ずと差異が見られるが、これらが国際貿易に対する偽装された制限とならないことが必要である。

2. 主要ケース

(1) EU—イワシに関するラベリング規制…TBT 協定

EUは、1989年6月、缶詰イワシに関し、EU域内ではヨーロッパマイワシ (*Sardina pilchardus*) から製造されたものに限り、「イワシ (Sardine)」との表示を付して販売することができるとする規則 (No2136/89) を定めた。本規則により、ヨーロッパマイワシ以外のイワシに、例えば「○○産イワシ (Sardine)」といった表示をすることが認められないこととなった。

なお、1978年にFAO/WHO合同食品規格委員会が採択されたイワシ製品に関する規格（以下「Codex規格」という。）では、缶詰イワシは、ヨーロッパマイワシとペルー産マイワシ (*Sardinops sagax*) を含む21種類の鮮魚もしくは冷凍魚から製造されたものをいうとされている。また、製品のラベリング要件に関しては、単な

る「イワシ (Sardine)」と表示できるのはヨーロッパマイワシのみであり、ペルー産マイワシを含むその他の20種類のマイワシについては、国名や地域、種名等を併記した「○○イワシ (Sardine)」と表示すべきことを定めている。

ペルーは、2001年3月、自国の産品につき「イワシ (Sardine)」を含む表示を一切認めないとする本規則は、関連する国際規格を強制規格の基礎として用いることを求めるTBT協定第2.4条等に違反するとして、ガット第22条に基づく協議を要請、同年7月にはパネルが設置された。

本件の主たる争点は、①本規則がTBT協定上の「強制規格」に該当するか、②Codex規格がTBT協定第2条4項にいう「関連する国際規格」に該当するか、③関連する国際規格を本規則の基礎として用いることが追求される正当

な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合(TBT協定第2条4項)に該当するか、であった。

パネルは2002年5月に報告書を提出し、①本規則はTBT協定上の「強制規格」に該当する、②本規則とCodex規格が共に缶詰イワシという同じ産品を扱い、本規則がCodex規格に対応するラベリング要件を定めていること等から、Codex規格はTBT協定上の「関連する国際規格」に該当するが、Codex規格は本規則の基礎として用いられていない、③提訴国側は、関連する国際規格が存在し、当該国際規格が問題となっている強制規格の基礎として用いられていないことを示せば足り、「関連する国際規格が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合」に該当するか否かの举证責任は措置国側にあるとした上で、本件において、Codex規格が本規則の追求する正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でないことはEUによって立証されており(加えて、ペルーはCodex規格が正当な目的達成のために効果的で適当であることを示す十分な証拠と法的根拠を提示しているとの判断も示した。)、本規則はTBT協定第2条4項に違反すると認定した。

EUはパネルの判断を不服として、2002年6月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は同年9月に報告書を提出し、正当な目的を達成する方法としてCodex規格が効果的で適切であることの举证責任は提訴国であるペルーが負うとしたが、その余の点についてはパネルの判断を支持し、本規則はTBT協定第2条4項に違反すると認定した。同年10月、同報告書が採択され、紛争解決機関(DSB)はEUに対し、本規則をTBT協定に整合的なものとするよう勧告した。

(2) EU—肥育ホルモン牛肉の輸入 禁止…SPS協定

1985年12月、EUは、消費者の不安等を理由にホルモンを使用した食肉の輸入を1988年1月から禁止することを決定した(域内での使用禁止については1988年3月に決定)。米国は、かかるEUの決定は、科学的根拠がなく、スタンダード・コード第7条2項違反であるとしてガット第23条協議を要請していたが、EUは、当初予定から1年遅れの1989年1月から肥育ホルモン剤を使用した食肉の輸入を全面禁止した。このため、米国は、同年1月より通商法301条に基づく制裁措置(牛肉、トマト調整品、コーヒー、アルコール飲料、ペットフード等に対する100%の関税引き上げ(9,000万ドル相当))を発動した。

こうした事態の解決が図られないまま、1995年6月、米国は、EUの上記輸入禁止措置には科学的根拠がなく、ガット及びSPS協定違反であるとして、1995年末までに本件が解決されない場合には、WTOの紛争処理手続に持ち込む意向を表明した。

これに対して、EUは、科学者、消費者団体等からなる「肥育ホルモンに関する科学会議」を開催、1996年1月の同会議レポートは「天然及び合成ホルモンの使用が人の健康に危険を及ぼすという証拠はない」旨を結論づけたが、EU農相理事会は、輸入禁止措置の継続を決定した。

このため、米国は、EUの措置はガット第3条及び第11条並びにSPS協定第2条、第3条及び第5条等に不整合であるとして、1996年1月にガット第22条に基づく協議を要請、同年5月にはパネルが設置された(同年7月にカナダもEUに対し別途ガット第22条協議を要請、同年10月には米国とは別にパネルが設置された)。これに伴い、米国は前述の対EU制裁措置を解除した。

パネルは1997年8月に報告書を提出し、肥育ホルモン牛肉の輸入禁止は、国際的な基準に基づいていないとした上で、危険性の評価にも基づいておらず、また、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものであるとして、SPS協定第3条1項並びに第5条1項及び5項に違反すると認定した。

EUはパネルの判断を不服として、1997年9月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は1998年1月に報告書を提出し、EUの措置は国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものではないとしてSPS協定第5条5項には違反しないとしたが、EUの措置が十分な危険性の評価に基づいていないという点については、パネルの判断を支持し、SPS協定第5条1項に違反すると認定した。なお、パネルが国際的な基準よりも高い水準の検疫措置を導入又は維持するための要件を満たしているか否かの举证責任は措置国(EU)にあるとしたのに対し、上級委員会は提訴国(米国)にあるとの判断を行った。

1998年2月に上級委員会の報告書が採択され、DSBはEUに上級委員会報告を踏まえた適切な措置を講ずるよう勧告した。

これに対し、EUは1999年5月までに当該勧告に従い関係する措置をWTO整合的なものとする事となった。しかしながら、実施期限を迎えてもEUが輸入禁止措置を撤回しなかったことから、同年5月14日、米国及びカナダはWTOに対して、EUからの輸入品に対する2億200万ドル及び7,000万ドルに相当する譲許の一時停止の承認を求めた。同年7月12日、WTOはEUの牛肉輸入禁止措置による米国及びカナダの経済被害額が1億1,700万ドル及び1,130万ドルに相当するとの仲裁結果を公表し、この結果に基づく譲許停止がDSBによって許可されたことから、米国はWTOの手續に

従って同年7月29日以降、カナダは同年8月1日以降の関税率の引き上げを実施した。

EUは2003年10月、従来のホルモン牛肉の輸入禁止措置を改正し、科学的なリスク評価手續を導入したことを理由に、DSBに対して、パネル・上級委員会の勧告を履行した旨通報を行った。しかし、米国及びカナダはEUの新措置が依然としてSPS協定に違反しているとして関税率の引き上げを継続したため、EUは米国及びカナダによる対抗措置の継続はGATT及びDSUの規定に反するとして、2004年11月に両国に対し協議要請を行い、2005年2月にパネルが設置された。